

中国商務部によるレアアース 73 項目の輸出報告の義務化について

2023.11.9

CISTEC 事務局

中国商務部は、2023 年 11 月 7 日、レアアース（希土類）の輸出に際し、輸出業者に種類や輸出先等の報告を義務付ける旨を発表した（※1）。10 月 31 日より実施（2025 年 10 月 31 日まで（2 年間）の時限措置）。

今回の措置は、大口製品輸出入の状況と管理の必要性を踏まえ、2021 年に制定した「大口農産物輸入報告統計調査制度」（※2）を改定し、「輸出報告を実施するエネルギー資源製品リスト」も加えて名称を「大口製品輸出入報告統計調査制度」に改称して実施するもの。

最近のガリウム・ゲルマニウム関連品目、黒鉛関連品目の輸出管理対象化のような《輸出管理法》に基づくものとは趣旨が異なり、輸出概要の報告を求めるものである。

他方、輸出許可証取得義務の対象にもなっているが、それは今回の措置で対象になったものではなく、2022 年 12 月に公表された《輸出許可証管理貨物リスト（2023 年）に関する公告》に基づいて、既に取得義務の対象となっていた。自動輸入許可証取得義務と同様の扱いとすれば、輸出許可証は申請すれば無条件に発給されるものと思われる（後述）。

※1：《大口製品輸出入報告統計調査制度》発布に関する商務部の通知¹：別添 1

※2：国家統計局令 2017 年第 22 号「部門統計調査項目管理弁法」の規定に基づくもの。大豆、菜種など 14 種類の製品の輸入報告を義務付けた。

■措置の内容

【輸出報告義務について】

- ・商務部発表に添付された「大口製品輸出入報告統計調査制度」の解説には、具体的な報告事項は書かれていないが、73 種類のレアアースの輸出に際し、輸出業者に原産国情報、契約締結日、数量、積荷データ、積荷と到着の詳細、通関のための到着港を含むリアルタイムレポートを求めているとのこと（SCMP23.11.8）。また、3 営業日以内に報告を求めており、不正があった場合には処罰されるという（産経 23.11.8）。
- ・レアアースは、本調査制度に基づく「輸出報告を実施するエネルギー資源製品目録」に掲載されている唯一の品目となる（SCMP23.11.8）。

¹ 「商务部关于印发《大宗商品进出口报告统计调查制度》的通知」（中華人民共和國商務部・對外貿易司サイト 2023 年 11 月 7 日）

<http://wms.mofcom.gov.cn/article/ztxx/nyhg/202311/20231103451593.shtml>

【輸出許可証取得義務について】

- ・他方、これらのレアアースは昨 2022 年 12 月 30 日に《対外貿易法》、《貨物輸出入管理条例》、《貨物輸出許可証管理弁法》等に基づき商務部・海関総署が公表した《輸出許可証管理貨物リスト（2023 年）》に掲載されており（別添 2 を参照）、輸出に際し、輸出許可証の取得義務が課されている。
同リストでは 43 種類の商品が対象となり、そのうちの一つにレアアースが含まれていた（今回輸出報告が義務付けられたレアアース 73 項目はすべて掲載）。
- ・なお、半導体製造に必要なフッ化水素の原料である「蛍石（フローライト）」も、その《輸出許可証管理貨物リスト（2023 年）》掲載の 43 種類の商品の一つとなっている。
- ・下記の輸入報告義務対象品目に関する自動輸入許可証取得義務と同様とすれば、輸出管理法の両用品輸出入許可証のように、エンドユース・エンドユーザー等について厳しい審査があるわけではなく、申請すれば無条件（自動的）に発給されるものと思われる。

【参考：輸入報告義務について】

- ・輸入報告については、「輸入自由品目の一部商品に対して、輸入の状況を監視するために自動輸入許可証管理が実施される。自動輸入許可証管理品目の目録は毎年公布され、輸入者はそれらの品目を輸入する際に事前に自動輸入許可証を取得する必要がある。ただし、企業は自動輸入許可証を申請すれば、無条件に発給される。自動輸入許可証を用いて通関手続を行う。」（JETRO「中国 貿易管理制度－輸入品目規制」）
- ・大豆、菜種、大豆油、パーム油、菜種油、大豆かす、生乳、粉乳、乳清、豚肉及び副産物、牛肉及び副産物、羊肉及び副産物、トウモロコシ蒸留かす（DDGS）、関税割当枠外の砂糖など 14 種類の製品は現行の輸入報告制度を引き続き実施。
- ・今回新たに、原油、鉄鉱石、銅精鉱、カリ肥料を「輸入報告を実施するエネルギー資源製品目録」に掲載。

■本措置の影響等について

【レアアースの需給状況等について】

- ・レアアースは、電気自動車（EV）や風力発電用のモーター、防衛分野など幅広い用途で用いられる。
- ・日本は、レアアースを海外からの輸入に依存しており、中国が約 60%、ベトナムが 16%（2021 年貿易統計）。特に、重希土類（ジスプロシウム、テルビウム等）を多く含む鉱石の鉱床は中国南部に集中しており、資源の偏在性や技術力、コストの問題等から世界の製錬量のほぼ 100%が中国に集中（重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方

針 23.1.19)。

- ・中国は 2022 年、世界のレアアース鉱山生産量の 70%近くを占め、世界の加工能力の 85%近くを占めており、海外からの中国への依存は短期的には緩和されそうにない (SCMP23.11.8)。
- ・米国は自国での鉱山開発などで中国に次ぐ世界2位。ただ製錬工程が不足しており、現状では中国に原料を輸出して加工後に再輸入する必要がある (日経23.11.8)。

【影響評価について】

- ・鉄鉱石アナリストは「通関ペースは規則の影響をあまり受けないと思う。他の多くの農産物もすでに報告義務リストに載っており、制度は比較的発展しているはずだ」 (ロイター23.11.7)。
- ・別のあるアナリストは、今回のデータ収集は政府が主要コモディティの貿易管理を強化する前の第1歩になる可能性があるとして述べた (ロイター23.11.7)。

■レアアースに係る規制等のこれまでの関連動向

【レアアース管理条例案のパブコメ草案の公開】

- ・中国輸出管理法においては、2017 年の商務部草案段階から、起草説明において、立法目的の柱の一つとして「重要稀少資源の保護」が挙げられていた。
- ・これに関しては、工業情報化部が「レアアース管理条例」の草案を 2021 年 1 月 15 日に公表して意見募集を実施 (同年 2 月 15 日まで)。内容としては、
 - ・レアアースを戦略物資と位置付け、採掘から輸出まで管理する。
 - ・輸出管理は対外貿易法、輸出管理法を根拠として実施。
 - ・採掘と製錬分離のための行政免許とプロジェクト承認。
 - ・希土類産業チェーン(採掘、製錬・分離、包括的な利用、販売と流通、輸出入)を規制。
- ・本条例は、2021年6月に公表された国务院年度立法計画において、21年内に制定される見通しとなっていたが、現時点ではまだ公布、施行には至っていない。

【中国輸出禁止・輸出制限技術リスト」改正のパブコメ草案の公開】

- ・「中国輸出禁止・輸出制限技術リスト」は、中国が WTO 加盟 (2001 年 12 月) に伴い、技術貿易の開放措置として「技術輸出入管理条例」(対外貿易法) を制定し、中国からの輸出を禁止又は制限する技術を列挙したものである。
- ・昨 2022 年 12 月 30 日、商務部及び科学技術部より、技術の輸出入管理を強化するため、同リスト改正に関して、レアアース関連を含むパブコメ草案が公開された。
- ・レアアース関連について、2008 年版では輸出禁止になっていたものが 2023 年版では

輸出制限に移転されて緩和されているものもある一方、一部で輸出禁止対象が強化されたり、輸出制限部分にも、規制要件として新たに「希土類の採掘、選鉱、製錬技術」が追加されるなど、全体としては、強化されているように見える。

- ・レアアースに関しては、上述のとおり、レアアース管理条例案が 2021 年 1 月に募集されたものの、その後動きはないが、技術部分については、本リストで輸出規制を強化している形であるが、現時点では公布、施行に至っていない。

パブコメ草案の抜粋（レアアース関連）

（輸出禁止部分）

2. 番号：213301J

技術名称：希土の精製、加工、利用技術

規制要件：

1. 希土の抽出・分離工程技術
2. 希土金属及び合金材料の製造技術
3. サマリウムコバルト、ネオジウム鉄ボロン、セリウム磁性体の調製技術
4. 希土類カルシウムオキシボレートの調製技術

（輸出制限部分）

7. 番号：053301X

技術名称：非鉄金属の冶金技術

規制要件：

6. 希土類の採掘、選鉱、製錬技術（既に輸出禁止に掲載された技術を除く）
7. 希土抽出剤の合成工程及び配合
8. 金属材料の希土改質・添加技術

以上

■発表全文 (仮訳: CISTEC)

《大口製品輸出入報告統計調査制度》発布に関する商務部の通知²

国家統計局令 2017 年第 22 号 (《部門統計調査項目管理弁法》) の規定に基づき、商務部は最近の我が国の大口製品の輸出入状況と管理の必要を結合させ、2021 年に制定した《大口農産品輸入報告統計調査制度》の改訂を行い、名称を《大口製品輸出入報告統計調査制度》に改め、国家統計局の承認を得て実行する (国統制〔2022〕165 号)。大豆、菜種、大豆油、パーム油、菜種油、大豆粕、生乳、粉ミルク、乳清、豚肉と副産物、牛肉と副産物、羊肉と副産物、とトウモロコシ蒸留穀粒、関税割当外の砂糖の 14 種の製品は現行の輸入報告制度の実施継続を基本として、主に新たに以下の内容を追加する：

一、自動輸入許可管理を実施する原油、鉄鉱石、銅精鉱、カリウム肥料を《輸入報告を実施するエネルギー資源製品リスト》に追加し、輸出許可証管理を実施するレアアースを《輸出報告を実行するエネルギー資源製品リスト》に追加する。上記製品を輸入・輸出する対外貿易事業者は関連する輸出入情報の報告義務を履行しなければならない。

二、商務部は中国五鉱化工進出口商会 (CCCMC: China Chamber of Commerce of Metals, Minerals & Chemicals Importers & Exporters) に委託して上述の新たに追加した 5 種類のエネルギー資源製品の報告情報の収集、整理、とりまとめ、分析と照合等の日常業務を担当させる。

今ここに《大口製品輸出入報告統計調査制度》を発布し、2023 年 10 月 31 日より実施し、実施期間は 2025 年 10 月 31 日までとする。

商務部

2023 年 11 月 1 日

(添付文書) 大口製品輸出入報告統計調査制度.doc

² 「商务部关于印发《大宗产品进出口报告统计调查制度》的通知」(中華人民共和國商務部・對外貿易司サイト 2023 年 11 月 7 日)

<http://wms.mofcom.gov.cn/article/ztxx/nyhg/202311/20231103451593.shtml>

なお同文書「一、総論」では、「(一) 調査の目的」において、

党中央・国務院の安定した対外貿易業務をしっかりと行うという決定・構想を徹底して着実に実行するため、農産物、エネルギー資源製品等の国民経済と人民生活にかかわる大口製品を対象とし、国際的な慣行を参考として大口製品輸出入報告統計調査制度を構築する。効果的に調査業務を実施し、大口製品の輸出入状況と動向を適時に把握し、科学的に検討評価し、対外貿易事業者の秩序ある輸出入を指導し、盲目性を減らし、リスク回避の根拠を提供し、安定した対外貿易業務を着実にしっかりと行う。
と説明している。

また、「(三) 調査内容」には、「本調査制度の統計内容には、貨物の輸出入の積載輸送と到着数量、到着時間等が含まれる」とある。

「(四) 調査の頻度と時間」には「本制度は主にリアルタイム報告を実行する。大口製品の輸出入貿易の実際に必要に基づいて、大口製品の輸出入報告は対外貿易事業者に即時報告を要求する」とある。

「(九) 統計資料の公表」には、「本調査制度の統計資料は半月ごとに一度、商務部の政府サイトで公表する」とある。

このほか、「(十二) その他の問題」には、

企業の商業秘密を保護するため、本調査制度は我が国全体の輸出入状況のみを公表し、企業の具体的な業務状況は公表しない。商務部およびその委託機構は輸出入事業者の商業秘密を守らなければならない、いかなる企業、機構、個人にも輸出入事業者の具体的な情報を開示してはならない。

対外購入サービス関連規定を厳格に実行し、第三者調査期間との契約、関連手続きを改善し、第三者調査期間のデータ品質とデータセキュリティ等の面における監督管理を強化し、統計調査が法律法規に基づいて行われることを確保する。

◆添付文書：大口製品輸出入報告統計調査制度の「(二) 輸入報告を実施するエネルギー資源製品リスト」および「(三) 輸出報告を実施するエネルギー資源製品リスト」仮訳

五、附録

(二) 輸入報告を実施するエネルギー資源製品リスト

番号	商品種別	関税分類番号	商品名
1	原油	2709000000	石油原油
2	鉄鉱石	2601111000	未焼結の粉鉱石とその精鉱
		2601112000	未焼結の粉鉱石とその精鉱
		2601119000	平均粒度が6.3mmより大きい未焼結の粉鉱石とそ

			の精鉱
		2601120000	焼結した粉鉱石とその精鉱
		2601200000	焙焼した黄鉄鉱
3	銅精鉱	2603000010	粉銅鉱とその精鉱（黄金価値部分）
		2603000090	粉銅鉱とその精鉱（非黄金価値部分）
4	カリウム肥料	3104202000	純塩化カリウム
		3104209000	その他の塩化カリウム（非国境小口貿易方式の項目内）
		3104209000	その他の塩化カリウム（国境小口貿易方式の項目内）
		3104300000	硫酸カリウム
		3104901000	光鹵石（カーナライト）、カリ岩塩およびその他の天然カリ岩塩
		3104909000	その他の鉱物カリウムと化学カリウム肥料

(三) 輸出報告を実施するエネルギー資源製品リスト

番号	商品種別	関税分類番号	商品名
1	レアアース	2530902000	その他の希土類金属鉱
		2612200000	トリウム粉鉱石とその精鉱
		2805301100	ネオジウム（相互混合または相互融解していなもの）
		2805301200	ジスプロシウム（相互混合または相互融解していなもの）
		2805301300	テルビウム（相互混合または相互融解していなもの）
		2805301400	ランタン（相互混合または相互融解していなもの）
		2805301510*	粒子が500 μm以下のセリウムとその合金(含有量97%以上、球状、楕円形状、霧状、片状、粉碎金属燃料を問わない；相互混合または相互融解していなもの）
		2805301590	その他の金属セリウム（相互混合または相互融解していなもの）
		2805301600	金属プラセオジウム（相互混合または相互融解していなもの）
		2805301700	金属イットリウム（相互混合または相互融解していなもの）
		2805301800	金属スカンジウム（相互混合または相互融解していなもの）

		もの)
2805301900	その他の希土類金属	
2805302100	その他の電池用の希土類金属、スカンジウムおよびイットリウム	
2805302900	その他の希土類金属、スカンジウムおよびイットリウム	
2846101000	酸化セリウム	
2846102000	水酸化セリウム	
2846103000	炭酸セリウム	
2846109010	シアン化セリウム	
2846109090	セリウムのその他の化合物	
2846901100	酸化イットリウム	
2846901200	酸化ランタン	
2846901300	酸化ネオジム	
2846901400	酸化ユウロピウム	
2846901500	酸化ジスプロシウム	
2846901600	酸化テルビウム	
2846901700	酸化プラセオジム	
2846901800	酸化ルテチウム	
2846901920	酸化エルビウム	
2846901930	酸化ガドリニウム	
2846901940	酸化サマリウム	
2846901970	酸化イッテルビウム	
2846901980	酸化スカンジウム	
2846901991	照明用赤色粉末	
2846901992	重量ベースで中重希土の総含有量が30%以上のその他の希土類酸化物（照明用赤色粉末、酸化セリウムは除く）	
2846901999	その他の希土類酸化物（照明用赤色粉末、酸化セリウムは除く）	
2846902100	塩化テルビウム	
2846902200	塩化ジスプロシウム	
2846902300	塩化ランタン	
2846902400	塩化ネオジム	
2846902500	塩化プラセオジム	

2846902600	塩化イットリウム
2846902800	希土類塩化物混合物
2846902900	その他の混合していない希土類塩化物
2846903100	フッ化テルビウム
2846903200	フッ化ジスプロシウム
2846903300	フッ化ランタン
2846903400	フッ化ネオジム
2846903500	フッ化プラセオジム
2846903600	フッ化イットリウム
2846903900	その他の希土類フッ化物
2846904100	炭酸ランタン
2846904200	炭酸テルビウム
2846904300	炭酸ジスプロシウム
2846904400	炭酸ネオジム
2846904500	炭酸プラセオジム
2846904600	炭酸イットリウム
2846904810	重量ベースで中重希土の総含有量が30%以上の希土類炭酸塩混合物
2846904890	その他の希土類炭酸塩混合物
2846904900	その他の混合していない希土類炭酸塩
2846909100	ランタンのその他の化合物
2846909200	ネオジムのその他の化合物
2846909300	テルビウムのその他の化合物
2846909400	ジスプロシウムのその他の化合物
2846909500	プラセオジムのその他の化合物
2846909690	イットリウムのその他の化合物 (LED用蛍光体粉末は除く)
2846909910	重量ベースで中重希土の総含有量が30%以上の希土類金属、スカンジウムのその他の化合物 (LED用蛍光体粉末、セリウムの化合物は除く)
2846909990	その他の希土類金属、スカンジウムのその他の化合物 (LED用蛍光体粉末、セリウムの化合物は除く) 其他稀土金属、钪的其他化合物 (LED用荧光粉、铈的化合物除外)
7202991100	ネオジム鉄ボロン合金のストリップキャストによる永

			久磁石薄片
		7202991200	ネオジム鉄ボロン合金磁性粉末
		7202991900	その他のネオジム鉄ボロン合金
		7202999110	重量ベースで中重希土の総含有量が30%以上の鉄合金 (重量ベースで希土類元素の総含有量が10%以上)
		7202999191	重量ベースで希土類元素の総含有量が10%以上の希土 類フェロシリコン合金
		7202999199	その他の重量ベースで希土類元素の総含有量が10%以 上の鉄合金

【補足】 商務部・海関総署の《輸出許可証管理貨物リスト（2023年）》に関する公告（2022年12月30日）について

* 商務部・海関総署は2022年12月30日付で上記リストを公表しており、その公告には³、「《中華人民共和国対外貿易法》、《中華人民共和国貨物輸出入管理条例》、《オゾン層破壊物質管理条例》、《貨物輸出許可証管理弁法》等の法律・行政法規と規章に基づき、今ここに《輸出許可証管理貨物リスト（2023年）》（以下、リストと略）と関連事項を公布する」とある。

* 同公告の「一、許可証の申請・受領」の第一項に「2023年に許可証管理を実行する輸出貨物は43種類で、詳細はリストを参照されたい。対外貿易事業者がリストに掲載されている貨物を輸出する場合、商務部あるいは商務部の委託した地方の商務主管部門に《中華人民共和国輸出許可証》（以下、輸出許可証と略）を申請・取得し、輸出許可証に基づいて海関で通関の検査通過手続きを行わなければならない」とある。また、第七項には「セリウムとセリウム合金（粒子<500μm）、タングステンとタングステン合金（粒子<500μm）、ジルコニウム、ベリリウムの輸出では輸出許可証の申請・受領を免除できるが、規定に基づいて《中華人民共和国両用品目・技術輸出許可証》を申請・需要しなければならない」とある。

* なお、《輸出許可証管理貨物リスト（2023年）》（抄訳）に掲載された43種は、

1. 生きた牛
2. 生きた豚
3. 生きた鳥
4. 牛肉
5. 豚肉
6. 鶏肉
7. 小麦
8. トウモロコシ
9. コメ
10. 小麦粉
11. トウモロコシの粉

³ 「商务部 海关总署关于公布《出口许可证管理货物目录（2023年）》的公告」（中華人民共和国商務部サイト 2022年12月30日）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcblgg/202212/20221203376706.shtml>

12. 米粉
13. 薬用人工栽培麻黄草
14. 甘草と甘草製品
15. 三角藺と三角藺製品
16. 天然砂
17. アルミナ
18. リン鉱石
19. マグネサイト
20. 滑石塊（粉末）
21. 蛍石（フローライト）
22. 希土類（※輸出報告を実施するエネルギー資源製品リストにある全製品が含まれる）
23. 錫と錫製品
24. タングステンとタングステン製品
25. モリブデンとモリブデン製品
26. アンチモンとアンチモン製品
27. 石炭
28. コークス
29. 原油
30. 石油精製品
31. パラフィン
32. 一部の金属と製品（ビスマス、チタン、タングステン、プラチナ、パラジウム、ロジウム、ルテニウム/イリジウム/オスミウム、鉄合金、ニッケル、タンタル、コバルト、ジルコニウム、マンガン、ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム/レニウム/ニオブ）
33. 硫酸ナトリウム
34. 炭化ケイ素（SiC）
35. オゾン層破壊物質
36. クエン酸
37. 挽き材
38. 綿花
39. 白銀
40. プラチナ（プラチナまたは白金）
41. インジウムとインジウム製品
42. オートバイ（全地形対応車とそのエンジン、フレームを含む）
43. 自動車（組立部品を含む）とそのシャシ